

平成 24 年 3 月 26 日
沖縄電力株式会社

電気自動車専用急速充電設備の需要場所に関する認可申請等について

当社は、平成 24 年 4 月 1 日から実施する需要場所に係る特別措置として、お客さまが電気自動車専用急速充電設備を設置する際、一定の要件を満たすことを条件に、同一敷地内においても別途契約を可能とする需要場所の取扱いを規定した供給約款等以外の供給条件について、本日、経済産業大臣に認可申請いたしました。

また、託送供給約款においても同様に規定した承認申請を行っております。

電気自動車の普及が期待される中、急速充電器の整備促進が必要とされていることを背景に、平成 23 年 4 月 8 日の閣議決定において、電気自動車専用急速充電設備に限り、個別の需給契約の締結を可能とすることが「規制・制度改革に係る方針」として定められました。

今回はこれを受け、国が認める同設備については、別途契約が可能となるよう電気事業法施行規則が改正されたことを踏まえ対応するものです。

《対象となる充電設備》

次世代自動車振興センターが補助金対象機器として認定した電気自動車専用急速充電設備で、平成 24 年 4 月 1 日以降に設置する設備が対象となります。

添付資料：電気自動車専用急速充電設備の需要場所に関する特別措置について

以 上

電気自動車専用急速充電設備の需要場所に関する特別措置について

1. 供給約款等における需要場所の概要

需要場所とは、電気の需要を必要とする場所をいい、供給約款等では、引込線などの電気設備の施設に係るお客さま負担の公平性確保等のため、原則として「1構内または1建物を1需要場所とし、1引込によって1需給契約を締結する」こととしております。

2. 供給約款等における需要場所の取扱い

「1需要場所、1引込み、1需給契約」が原則であるため、同一敷地内に急速充電設備を設置する場合、別引込み、別途契約の締結はできません（下図A）。

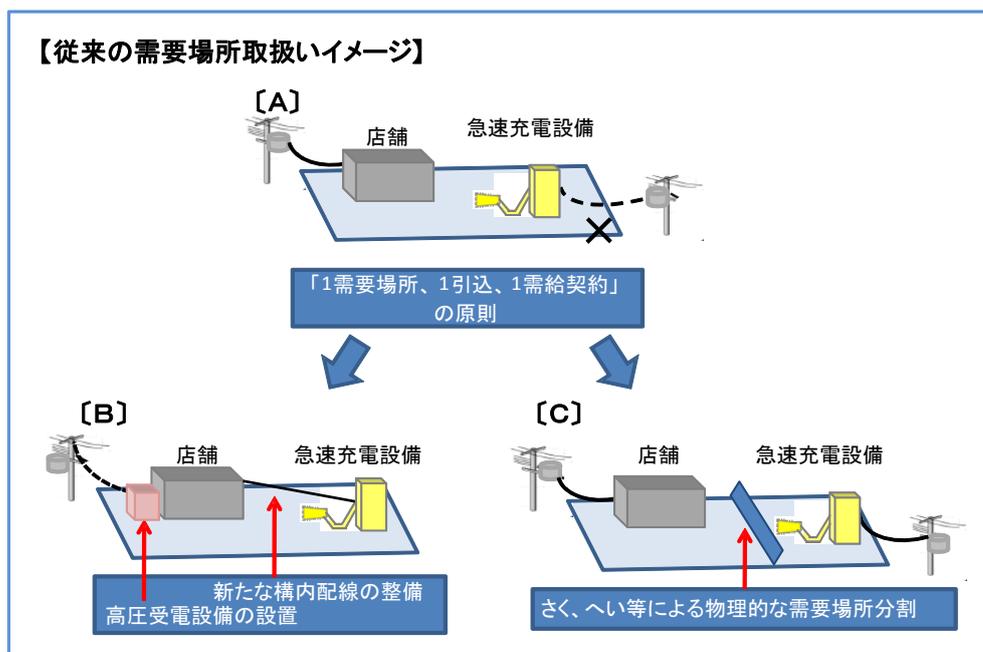
そのため、以下のケースでの契約形態となります。

①既存需要の契約における急速充電設備の増設とする（下図B）。

この場合、急速充電設備を設置したことで供給電圧が高圧となる場合があり、受電設備の設置等により、設置者の費用負担が増加する場合があります。

②敷地を物理的に区切り、別の需要場所を設定する（下図C）。

敷地によっては敷地内を物理的に区切ることが困難な場合があります。



3. 今回の特別措置の概要

需要場所の特別措置として、電気自動車専用急速充電設備を新たに設置する場合で、特別措置の適用お申込みがあるときは、供給設備の工事費を負担していただくこと等を条件に、1構内であっても別契約を可能とする取扱いといたします。

